

## 湖西市育英奨学資金貸付の手引き【令和5年度版】

### ◆ 奨学生の資格

湖西市内に居住する方の子弟であって、品行方正、学術優秀、身体強健で、経済的理由により学費の支弁が困難と認められる学生等です。原則として、一世帯で1人とします。

### ◆ 奨学金の額

(1) 学校教育法に規定する高等学校生	月額	15,000円以内
(2) 学校教育法に規定する高等専門学校生	月額	15,000円以内
(3) 学校教育法に規定する大学生（短期大学生を含む。）	月額	50,000円以内
(4) 学校教育法に規定する専修学校生（高等課程）	月額	15,000円以内
(5) 学校教育法に規定する専修学校生（専門課程）	月額	50,000円以内
(6) 公立の職業訓練施設生	月額	15,000円以内

※無利子での貸付けです。

### ◆ 奨学金の貸付期間

各学校の正規の最短修業年限

### ◆ 受付期間

令和4年12月1日(木)～令和5年2月24日(金)

※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く

### ◆ 提出書類

- 1 奨学資金貸付申請書(様式第1号)
- 2 奨学生推薦書 (様式第2号)
- 3 合格通知書、入学許可証等(すでに進学校等が決定されている方)
- 4 成績証明書
- 5 本人の健康診断書  
(学校で実施した定期健康診断票の写しを原本証明したものでも可)
- 6 世帯全員の住民票(マイナンバーの表示がないもの)
- 7 世帯全員の所得証明書(令和3年分)又は所得状況等関係書類の交付・請求に係る保護者の同意書
- 8 連帯保証人の住民票(マイナンバーの表示がないもの)

◆ **連帯保証人の資格**

静岡県・愛知県に居住し、独立の生計を営み、保証能力を有すると認める方です。

**\*保護者は不可です。**

◆ **奨学生の決定**

奨学資金貸付選考委員会にはかり、3月中には申請者宛に通知する予定です。

申請者が多数の場合には、希望額どおりに貸付けできない場合があります。

奨学生の資格等に問題がある場合は、奨学生として選定されない場合があります。

◆ **奨学金の貸付け**

毎月10日（金融機関が休みの時は前営業日等）に奨学生本人の銀行口座（静岡銀行のみ）へ振り込みます。

◆ **奨学金の返還**

貸付けを受けた奨学金は、卒業又は奨学金を必要としなくなった時（退学等）から1年を経過した後、返還していただきます。

毎月25日（金融機関が休みの時は翌営業日等）に奨学生本人の銀行口座（静岡銀行のみ）から振り替えます。

月額30,000円以上の貸付けを受けた方・・・月額20,000円返還となります。

月額15,000円の貸付けを受けた方・・・・・・月額15,000円返還となります。

◆ **金融機関**

貸付け・返還ともに静岡銀行本支店に限ります。

◆ **他の奨学金との併用について**

給付型の奨学金との併用はできません。ただし、「豊田佐吉翁奨学金」と「村田光雄奨学金」との併用は可能です。

書類の提出先及び問い合わせ先  
湖西市教育委員会 教育総務課  
(湖西市役所 3階)

【TEL053-576-4792】